

平成 16 年 6 月 18 日

外国企業誘致促進に関する提言

大阪商工会議所
国際ビジネス委員会

外国企業誘致は、わが国の産業空洞化を補完し、雇用機会を増大するのみならず、革新的経営手法や先端技術の移転などを通じて地域経済の活性化につながる。

大阪商工会議所では、1998 年に「外国企業の対日投資促進策に関する提言」を取り纏め、その具体化の一例として、2001 年に大阪府・市と共同で「大阪外国企業誘致センター(O - BIC)」を設置するなど、外国企業の誘致に積極的に取り組んでいる。

一方、「Invest Japan プロジェクト」に象徴される国を挙げての対日直接投資 (FDI) 促進への本格的な取組みが 2003 年に始動した。しかしながら、対日直接投資は、主要先進国の中で唯一その残高が GDP 比 1 桁台にとどまっており、しかも、大半が東京に集中している。

今後ますます激化する世界各国との外資誘致競争のなかで、2008 年までに、わが国への直接投資残高を倍増させるという目標を達成するには、投資環境の抜本的な改善とともに、国と地方とが連携し、地域の特性や強みを活かした外国企業誘致策の展開が必要不可欠である。

かかる観点から、外資誘致機運が盛り上がりを見せる今こそ、官民挙げて対日投資促進に果敢に取り組むべく下記の通り提言する。

記

1. 外国企業誘致促進のための体制強化

政府は、外資誘致担当大臣を任命し、海外からわが国への投資を促進する体制を強化するとともに、「対日投資促進プログラム」に基づく 5 重点分野 74 項目の実施を加速されたい。

2. 地方への権限委譲と規制緩和の推進

政府は、自治体が自らの裁量と責任により積極的な外資誘致活動を図れるよう、地方への大幅な権限委譲、税財源移譲および必要な規制緩和を図られたい。また、自治体が外資誘致に思い切った優遇措置を提供し得る「構造改革特区」の設置を検討されたい。

3. 届出窓口の一元化と簡素化の推進

わが国での法人設立には、関係大臣の承認、届出、登記など多くの手続きが必要であり、煩雑な事務を求められるのが実情である。政府は、各種届出窓口の一元化とともに、邦文のみが認められる各種届出に、英文など主要外国語での届出を認めるなど規制緩和や簡素化を推進されたい。

4. 対日直接投資促進のための会社法改正

対日直接投資の手法として合併、買収(M&A)をより促進するため、譲渡対価として外国株式を含めた他社株式や社債を充てることのできるよう、速やかに会社法を改正されたい。

5. 外国人労働力の活用拡大

外国人駐在員の在留認可年数が、近年、3年から1年に短縮される実例が増え、外国企業誘致に見えざる障壁となりつつある。政府は、特段の問題が無い限り、外国人企業関係者に対し3年間の滞日を認めるべきである。

また、外国人労働者の受け入れについて、国民的合意を図りつつ、前向きに検討されたい。

6. 中国人投資家への査証手続きの簡素化

成長著しい中国企業の対日投資への関心が高まり、今後、訪日ニーズが拡大するものと見込まれる。しかし、中国企業関係者の訪日査証申請手続きにおいて、日本の受入れ側による身元保証書が求められるなど大きな制約がある。中国からの対日投資促進の観点から、中国人企業関係者が投資目的で短期滞在査証を申請する場合、中国政府機関等による推薦など一定の条件の下で身元保証書を免除するなど、手続きの簡素化を図られたい。

7. JETRO と地方との連携強化

JETRO は、対日ビジネスサポートセンターや Local to Local 産業交流事業、ビジネス・マッチングなど、地方への外資誘致促進事業のより効果的・効率的な実施に向け、地方の自治体・経済団体との連携を一層強化されたい。

8. 知的財産権保護体制の整備促進

対内投資の促進を図る一方、わが国企業の技術や知的財産の意図せざる国外流出が生じ、国益を損なうことのないように、政府は、知的財産権を保護する関連法規の整備などを進め、内外から信頼される体制の確立を図られたい。

以上